

学校給食における食物アレルギー取扱

手 引 き

(平成 24 年 4 月)

(平成 29 年 4 月改訂)

久御山町教育委員会

1. はじめに

学校給食における食物アレルギー対応については、医学的に食物アレルギー対応が必要であるか否かを見極める必要がある。嗜好や好き嫌いによる給食の選り好みは、食育の観点からも望ましくない。また、個々のアレルギー症状は症状の程度、性質がそれぞれ異なり、年齢経過によりその状況も変化することがあるため、素人判断によって判断はできない。

以上のことから学校給食における食物アレルギーの取扱いについて、「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省）、「学校等における食物アレルギー対応の手引」（京都府教育委員会）を基にして、久御山町の一定基準を定め、運用するものである。

2. 食物アレルギー対応の実施までの流れ

- (1) アレルギー疾患を有し、配慮・管理が必要な児童生徒の把握
 - 〈新1年生〉 入学説明会で保護者への説明を行う。また、校種間連携により、食物アレルギー対応をしている児童生徒を把握する。
 - 〈進級時〉 3学期に新年度に向けた対応の継続を確認する。
 - 〈新規発症、新規診断、転入時〉 その都度保護者への説明を行う。
- (2) 申請
 - ① アレルギー対応を希望される場合、保護者は学校長に対し「久御山町学校給食食物アレルギー対応申請書」（様式第1号）及び「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」（様式第2号）（またはそれに準じるもの）を提出する。
 - ② 申請書受領後に、保護者と養護教諭、担任、栄養教諭又は調理員で面談を実施し、症状等を確認のうえ、具体的な対応を検討する。
- (3) 決定
児童生徒への具体的な対応について、学校長が最終的に決定し、学校長は保護者に対し「久御山町学校給食食物アレルギー対応決定通知書」（様式第3号）を通知する。
- (4) 承諾
保護者は、「久御山町学校給食食物アレルギー対応決定通知書」（様式第3号）に記載されている内容を確認し、学校長に対し「久御山町学校給食アレルギー対応実施承諾書」（様式第4号）を提出する。
- (5) 継続の場合
継続してアレルギー対応を希望する場合も、保護者は年度当初に「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」（様式第2号）（またはそれに準じるもの）を提出する。

※面談時の注意

飲用牛乳、パンの喫食については、必ず確認する。

3. 食物アレルギー対応の変更及び中止の流れ

(1) 申請

アレルギー対応の変更及び中止を希望される場合、保護者は学校長に対し「久御山町学校給食食物アレルギー対応変更（中止）申請書」（様式第5号）」と「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」（様式第2号）（またはそれに準じるもの）を提出する。変更の場合は、保護者面談を実施する。

(2) 決定

学校長は保護者に対し「久御山町学校給食食物アレルギー対応変更（中止）決定通知」（様式第6号）を通知する。

(3) 承諾

保護者は、「久御山町学校給食食物アレルギー対応変更（中止）決定通知」（様式第6号）に記載されている内容を確認し、学校長に対し「承諾書」（様式第7号）を提出する。

4. 食物アレルギー対応実施の流れ

(1) 一覧表の作成

栄養教諭等は、各年度に実施するアレルギー対応児童生徒一覧表（様式第8号）を作成し、管理職、養護教諭、調理員等が常に確認できるようにする。また、アレルギー対応児童生徒一覧表（様式第8号）を年度初め及び変更があったときに、教育委員会学校教育課へ提出する。

(2) 保護者へ献立表を配付

各月の使用食品が明記された献立表を保護者に配付し、保護者が「食べられないもの」を確認し、印をつける。（前月初め～中旬）

(3) 対応食の決定

栄養教諭等は、保護者が印をつけた献立表をもとに、除去・代替の対応を決定し、対応食指示書（様式第9号）を作成し、調理員、学級担任に配付する。

また、保護者には対応を記入した献立表を配付し、保護者から児童生徒に内容を説明してもらうよう伝える。

(4) 日々の対応

調理員は、対応食指示書にもとづいて事前に共通理解を図り、作業工程等を確認し、食札等を準備する。

(5) 調理・配膳

調理員は、指示書や打合せに従って調理を行い、間違いがないか再度確認をし、他と区別できる食器に配膳をする。（「学校等における食物アレルギー対応の手引」（京都府教育委員会）参照のこと。）学級担任は、配膳時には名札または食札等を利用して、他の児童生徒の給食との混在を防止するなど誤配がないように注意する。（別紙参照のこと。）万一、混入や取り忘れ等が起こった場合には提供を中止する。

5. 食物アレルギー対応における教職員の役割

(1) 校長等の役割

- ・校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者であり、本町の方針を理解し、教職員に指導する。
- ・関係教職員と協議し、対応を決定する。

(2) 教職員の役割

- ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プランを情報共有する。
- ・緊急措置方法等について共通理解を図る。
- ・学級担任が不在のとき、サポートに入る教職員は、担任同様に食物アレルギーを有する児童生徒のアレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。

(3) 学級担任の役割

- ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。
- ・個別面談を行う。
- ・給食時間は、確認作業（指さし声だし）を確実にを行い、誤食を予防する。また楽しい給食時間を過ごせるように配慮する。
- ・食物アレルギーを有する児童生徒の給食の喫食や食べ残し状況等を確認し、実態把握に努める。
- ・給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。
- ・他の児童生徒に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。

(4) 養護教諭の役割

- ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握や個別の取組プラン、緊急措置方法等（応急処置の方法や連絡先の確認等）を立案する。
- ・個別面談を行う。
- ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。
- ・主治医、学校医、医療機関との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。

(5) 栄養教諭の役割

- ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握や個別の取組プラン、緊急措置方法等を立案する。
- ・個別面談を行う。
- ・安全な給食提供環境を構築する。
- ・マニュアルや個別の取組プラン等に基づき、具体的な調理・配膳作業等を管理する。

(6) 調理員の役割

- ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を理解し、対応の内容を確認する。
- ・栄養教諭の調理指示をもとに、安全かつ確実に作業する。
- ・場合により個別面談を行う。

6. 食物アレルギー対応の内容

【対応品目】

久御山7品目については、除去・代替とも対応する。
最終除去できるものについては品目にかかわらず、最終除去する。

(久御山7品目)

卵・乳・魚・えび・かに・いか・ナッツ

※加工品についても、上記7品目が原因である場合は対応する。

→表示義務7品目以外のものについては、成分表をとりよせ確認する必要がある。

※次の①から⑥のとおり、「原因食物が極微量でも反応が誘発される可能性がある場合」には対応しない。

①調味料・だし・添加物の除去が必要な場合

②加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある場合

③多品目の食物除去が必要

④食器や調理器具の共用ができない場合

⑤油の共用ができない場合

⑥その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

※「少量可」「〇〇gまで可」といった「量」については対応しない。

※飲用牛乳、パンについては、分けて考え、喫食できない場合は提供中止とする。

〔例. 飲用牛乳のみ喫食できず、副食の乳製品が全て食べられる場合は、飲用牛乳のみ提供中止となる。〕

(対応例)

コーンクリームシチュー（粉チーズ・牛乳） → 代替 コンソメ

マヨネーズ和え（卵） → 代替 ドレッシング

ハンバーグ（卵） → 除去 ハンバーグ（卵なし）

きゅうりの酢の物（ちりめんじゃこ） → 除去

※卵×なら、つなぎの卵○でも、つなぎの卵は使わない。

7. その他

(1) 給食費の取扱い

全ての給食を食べない場合は、給食費を徴収しない。

基本的に、牛乳、パンなど1食単価が明確なものについては、返金の対象とする。

(2) 家庭からの代替食持参について

家庭からの代替食持参があった場合は、適温で保管し、配膳の際に、容器を移しかえることはしない。

様式第3号

久御山町学校給食食物アレルギー対応決定通知書

年 月 日

様

_____ 学校長 印

年 月 日付けで申請のありました給食における食物アレルギー対応については、次のように決定しましたので通知します。

児童生徒氏名	(年 組)
対応開始日	年 月 日
対応内容	
備考	

※変更（中止）を希望される場合は、別途届出が必要となります。

様式第4号

久御山町学校給食アレルギー対応実施承諾書

年 月 日

(あて先)

_____学校長

保護者氏名

印

児童生徒氏名

年 月 日付け「久御山町学校給食食物アレルギー対応決定通知書」
による対応について承諾します。

久御山町学校給食食物アレルギー対応変更（中止）申請書

年 月 日

(あて先)

_____学校長

保護者氏名

印

学校給食における食物アレルギー対応について、「学校生活管理指導表（食物アレルギー用）」を添えて変更（中止）申請します。

児童生徒 氏名		生年月日	年 月 日生
学年・組		性別	男 ・ 女
住所	久御山町		
電話	() -		
変更 内 容	変更前		
	変更後		
中止 内 容			
変更（中止）年月日	年 月 日		
備考			

様式第6号

久御山町学校給食食物アレルギー対応変更（中止）決定通知書

年 月 日

様

_____学校長 印

年 月 日付けで変更（中止）申請のありました給食における食物アレルギー対応については、次のように決定しましたので通知します。

児童生徒氏名	(年 組)
変更（中止）日	年 月 日
対応内容	
備考	

様式第7号

久御山町学校給食アレルギー対応変更（中止）承諾書

年 月 日

(あて先)

_____ 学校長

保護者氏名

印

児童生徒氏名

年 月 日付け「久御山町学校給食食物アレルギー対応変更（中止）
決定通知書」による対応について承諾します。

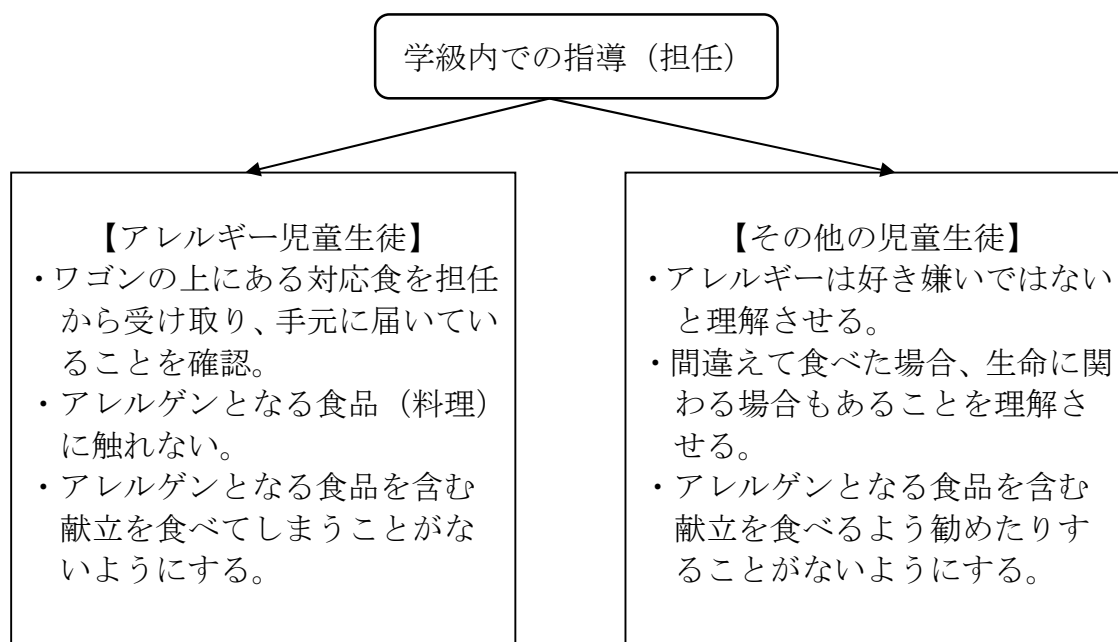
月 日 () 対応食指示書

_____ 学校

献立	
対応	
名前	

(別紙) 学級での指導について

学級の児童生徒全員がアレルギー疾患について理解できるよう指導し、誤食、混入等が起こらないよう配慮する。



準備～喫食

- ・容器の色等で対応食と対象者を確認する。
- ・アレルゲンとなる食品が付着している食器等に触れないよう注意する。
- ・他の児童生徒が対応食に触れないように配慮する。
- ・アレルゲンとなる食品を含む献立を食べてしまうことがないように、また、他の児童生徒が食べるよう勧めたりすることのないよう指導する。

後片付け

- ・対象児童生徒が食器等を片づける際にアレルゲンとなる食品が付着している食器等に触れることがないように配慮する。
- ・給食当番時には、仕事内容に配慮する。